（参考様式）

複数区画にまたがる住宅等に係る確認書

複数区画にまたがる住宅等に係る許可後の現況証明は、全ての転用事業が完了した時点でないと行うことができず、実施が遅れている区画がある場合でも、実施が進んでいる区画を先に計画変更承認申請を行えないことを確認します。

令和　　年　　月　　日

譲受人

譲渡人

（注）複数区画にまたがる住宅等は、分筆に係る範囲や形状を確定した後、地番ごとに農地転用許可申請を行うことを原則とする。転用許可後にやむなく未実施となる区画や実施が遅れている区画が生じた場合、変更前後の状況把握及び整理に時間を要し、事業計画変更承認の調整が難航するため。